

平成二十六年十二月四日（木）

第四十回荒川区都市計画審議会議事録

於・防災センター

防災研修室

午後二時開会

○小出会長 定刻となりましたので、ただいまから第四十回の荒川区都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今回御審議いただく案件は、前回の審議会です。事前説明と、それから、現地視察を行いました。東京都計画公園の変更について（藍染公園の追加）、諮問・答申を予定しております。

それから、本案件につきましては、十二月二十六日付でございますが、区長より諮問をされてございます。都市計画案でございます。また事前説明として、今回の諮問・答申を予定しております。都市計画案の説明を受ける予定でございます。

都市計画案は、地区計画、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更についてでございます。

それから、報告事項として、「東京都で都市計画決定を行う都市再開発の方針について」「住宅市街地の開発整備の方針について」の報告がございますので、よろしく願います。と思います。

それでは、会議に入る前に佐藤副区長より御挨拶がございますので、よろしく願います。

○佐藤副区長 改めまして、こんにちには。ことしも大分押し迫ってまいりましたが、委員の皆様方、年末の大変お忙しい中、また寒い中を御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま小出会長からお話しございましたけれども、本日は藍染公園についての諮問・答申をはじめ、都市計画道路補助九〇号線のサンパール通り整備に伴う都市計画の変更、そして東京都の都市計画案の報

告などについての御審議をお願いする予定でございます。

いずれも区のまちづくりを進める上で、大変重要な事項でございます。どうか委員の皆様方のこれまでの豊かな御経験と深い御見識により、御助言、御指導いただければと思います。

本日は、よろしくお願いいたします。

○小出会長　ありがとうございます。それでは、初めに事務局より御報告がございますので、事務局よろしく申し上げます。

○都市計画課長　都市計画課長の松崎でございます。それでは、事務局より御報告させていただきます。まず、本日の会議でございますが、十七名の委員の方に御出席をいただいております。有効に成立しておりますので、御報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

三点ございます。まず、一点目は「会議次第」でございます。二点目は「議案・資料」でございます。三点目ですが、参考資料が三つございまして、参考資料の一、二、三でございます。御確認ください。

それから、事務局よりお知らせでございますけれども、本日お配りした次第のほうに書いてございませんけれども、二点目の補助九〇号に関する地区計画の変更等につきましては、本日、現地の視察がございまして、御承知おきください。よろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○小出会長　それから、次に、「会議の公開」ということでございますが、本日の会議につきましては、

傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、審議会条例施行規則及び運営要綱の「会議の公開」に関する定めによりまして、これを認めるということになってございます。傍聴者は入っていませんね。では、入ってください。

それでは、傍聴者に申し上げますが、傍聴に当たりましては、荒川区都市計画審議会運営要綱等に規定されております「遵守事項」を厳守されることをお願いしたいと思います。

それでは、会議次第第三の議事に進みたいと思います。

初めに、東京都市計画公園の変更といたしまして、藍染公園の追加でございます。前回の審議会です。説明と現地視察を行いました。再度、議案内容について、都市計画課長より説明をしていただいて、質疑の後、答申を行いたいと思います。

それでは、都市計画課長より説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長　それでは、御説明いたします。藍染公園の追加につきまして、議案資料の二ページをござらんください。

こちらの件につきましては、前回九月二十四日に開催させていただきました当審議会におきまして、事前の説明と現地視察を行わせていただきました。今回は、区として都市計画変更を行いたいと考えておりますので、都市計画法に基づきまして、当審議会にお諮りいたしまして御審議いただくものでございます。

追加する都市計画の種類・名称でございます。東京都市計画公園、藍染公園でございます。

公園の位置につきましては、四ページ、五ページをござらんください。

緑色の太線で囲っておりますが、町屋一丁目二十四番にございます。現在の区立藍染公園と公園に隣接しております旧町屋ひろば館の敷地を合わせまして、都市計画公園の区域に指定するものでございます。

面積は、〇・二五ヘクタールでございます。

二ページにお戻りください。

経過でございますが、平成二十六年七月十日に説明会を開催してございます。

その後、知事協議を経まして、平成二十六年十月六日から二十日までの二週間、都市計画法第十七条に基づき都市計画の案の縦覧を行いました。この縦覧期間での意見書の提出はございませんでした。

区といたしましては、今月末には都市計画決定をいたし、今年度中に事業認可を取得し、平成二十八年度中には整備を完了したいと考えております。

公園の具体的な設計は、今後行ってまいります。現在の藍染公園も含め、一体的な整備を考えてございます。その際には、区内でも緑地が少なく、また震災時に危険性が高いとされている町屋地域の現状を踏まえ、緑の創出と防災性の向上を目的とした公園の整備をしてまいりたいと考えてございます。

三ページをごらんください。

こちらは、都市計画の図書であります。計画書となります。

公園の種別としましては、街区公園となります。

四ページをごらんください。

こちらは、総括図となります。

五ページは、計画図でございます。

もう一ページおめぐりいただきまして、六ページでございます。

理由書になります。本計画地は、「荒川区都市計画マスタープラン」におきまして、多世代が憩い楽しむ、災害時に活用できる公園の整備を図るとして、「荒川区花と緑の基本計画」におきましても、街区公園・児童遊園を確保していくエリアとして位置づけられております。また、東京都は「二〇二〇年の東京」におきまして、水と緑のネットワーク化の推進を掲げており、都市計画公園等の整備を図るとしてございます。

町屋地域は、住商工の建物が密集し、東京都が公表する地域危険度におきまして、総合危険度が高いとされるエリアでございます。また、町屋地域の南側は街区公園・児童遊園が十分に整備されておらず、緑が少ないエリアであります。

こうしたことから、町屋地域における緑の充足及び防災性の向上に寄与するため、本計画地につきまして、現在の都市公園藍染公園を拡充する形で、約〇・二五ヘクタールの区域を都市計画決定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小出会長 どうもありがとうございます。今、説明がございました議案について、御質疑をお願いしたいと思えます。どうぞ、御意見を。

前回、調査をしていただき、そのときも質疑をされたと思えますが、いかがですか。特に御異議がない

と、御意見がないということ、よろしゅうございますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小出会長　それでは了承ということ、よろしゅうございますか。

「「はい」と呼ぶ者あり」

○小出会長　どうもありがとうございます。

それでは、本議案につきましては、了承とさせていただきます。

それから、答申文につきましては、会長一任ということでよろしゅうございますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小出会長　どうもありがとうございます。

次に、都市計画案に関する今後の予定につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長　それでは、本議案にかかります都市計画法上の今後の手続きにつきまして、御説明させていただきます。

諮問いたしました都市計画案につきまして、了承する旨の答申をいただき、ありがとうございます。

今後の手続きにつきましては、十二月下旬に都市計画決定告示、事業認可申請を行いまして、二十六年度中に事業認可取得を予定しております。

そして二十七年度には公園の設計、二十八年度には公園整備工事、開園を行う予定となっております。以上が、今後の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○小出会長 それでは、続きまして、「事前説明」に進みたいと思います。

次回の審議会で、「諮問・答申」を予定している議案でございます。

議案内容につきましては、防災特区・水利担当課長及び都市計画課長より説明を受け、その後、現地視察を行ってから質疑に入りたいと思います。それでは、小林防災特区・水利担当課長、それから、都市計画課長より、続けて説明をお願いしたいと思います。

○防災特区・水利担当課長 防災特区・水利担当課長の小林と申します。これから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびの都市計画、地区計画の変更につきましては、補助九〇号線の整備に合わせて、その広域避難場所への避難路等の沿道のまちづくりとして、不燃化促進の区域を指定することによりまして、高度地区、防火地域の変更、地区計画の変更を行うものでございます。

私のほうから、まず、東京都市計画、荒川二・四・七丁目地区の変更並びに南千住一・荒川一丁目地区計画の変更について、御説明を申し上げます。

それでは、まず、八ページをごらんいただければと思います。

事前説明の趣旨でございます。

都市計画道路補助九〇号線の整備に合わせて、沿道地域にふさわしい合理的な土地利用と建て替えの誘導を図るため、荒川二・四・七丁目地区の都市計画変更を行うものでございます。これまでの経緯と地区計画の原案の内容につきまして、御説明いたします。

二、検討の経緯でございますが、現行の地区計画の策定からの経緯も含めて記載してございますが、まず、補助九〇号線の整備に合わせまして、平成二十五年十一月に、都市防災不燃化促進事業の導入に伴う現況建替要望調査を実施いたしました。

その後、平成二十六年、本年七月に、不燃化促進事業の導入並びに地区計画の変更等につきまして、荒川二・四・七まちづくり協議会におきまして、この案件について御説明を申し上げます。

その後、本年八月に、沿道の地権者の方を対象にいたしまして、この当該事業並びに地区計画の変更におけます御意見を伺うために、アンケート調査を実施させていただきました。

その後、十月に、アンケート結果につきまして、まちづくり協議会のほうに御報告させていただきました。十一月七日、九日、二日間ですが、都市計画法十六条に基づきます住民説明会を開催いたしました。ここでは事業の導入、地区計画の変更の原案について、御説明をさせていただきました。七日の説明会では五十九名、九日の説明会には十九名の沿道の方の御参加をいただきました。

また、それとあわせまして、十一月五日から十九日までの二週間、計画変更案の公告・縦覧を行わせていただきました。

また、十一月九日から二十六日までの三週間にわたりまして、計画変更案に対する意見書の提出期間を設けまして、十一月五日から二十六日までを受付期間として、受け付けさせていただきました。

三番でございます。地区計画の内容の御説明でございます。

まず、九ページをお開きください。

中段にございます土地利用の方針につきまして、五といたしまして、「補助九〇号線沿道地区」の記載を追加するものでございます。「補助九〇号線沿道地区」では、沿道建築物の不燃化を促進し、災害時の延焼を遮断するとともに、住宅・商業・工業の調和した良好な街並みを形成する」とするものでございます。また、地区施設の整備方針につきまして、三といたしましたして、「広域避難場所周辺の防火性を向上せるとともに都電荒川線の魅力を充実させる緑道を位置付け、安全で良好な街並みの形成を図る」とするものを追加させていただきたいと考えてございます。

続きまして、十一ページをござらんください。

地区整備計画におけます地区施設の配置及び規模でございます。「その他の公共空地」といたしまして、「緑道」「面積約三千平米」「新設」を追加するものでございます。

また、建築物の用途の制限の「地区の区分」に「補助九〇号線沿道地区」を追加するものでございます。この緑道につきましては、災害時に広域避難場所となります、荒川自然公園に避難する際の滞留空間としての役割を果たすものとなります。

続きまして、十二ページをござらんください。

「建築物の高さの最高限度」につきまして、先ほど追加します補助九〇号線沿道地区として、「三十メートル」高さの制限を新たに設定するものでございます。

以下記載のとおり、都市計画決定告示日等を変更するものでございます。

十三ページをおめくりください。

十三ページは、荒川二・四・七丁目地区地区計画の総括図となっております。

また、十四ページは、地区計画の位置図となっております。

十五ページ、十六ページをお開きください。

このたび地区計画におきまして、新たに設定したいと考えてございます補助九〇号線沿道地区につきまして、黒く網かけさせていただいた地区が、新たに追加させていただきたい地区になってございます。

続きまして、十七ページ、十八ページをごらんください。

こちらは、地区計画にかけます地区施設の図となっております。図面中央よりやや右寄りの補助九〇号線と都電荒川線の間部分におきまして、横の網かけ部分がございますが、こちらを緑道として位置づけるものでございます。

続きまして、十九ページ、二十ページをごらんください。

これにつきましては、地区計画の壁面の位置の制限の図となっております。こちらについては、変更はございません。

また、八ページにお戻りください。

今後の予定でございますが、平成二十六年十二月、本日の審議会を経まして、都知事の協議をさせていただきます。二十七年一月、十七条に基づく都市計画案の公告・縦覧、二月に、こちらの都市計画審議会のほうで「諮問・答申」をお願いさせていただいて、四月一日に都市計画の告示をさせていただきますというふうに考えてございます。

引き続きまして、南千住一丁目・荒川一丁目地区の地区計画の変更につきまして、御説明申し上げます。
二十一ページをおめくりください。

事前説明の趣旨でございますが、これも荒川二・四・七丁目地区の変更と同様の中身になってございます。都市計画道路補助九〇号の整備に合わせまして、沿道地域にふさわしい合理的な土地利用と建て替えの誘導を図るため、南千住一丁目・荒川一丁目地区の地区計画の都市計画変更を行うものでございます。

これまでの経緯と地区計画の原案の内容につきまして、御説明いたします。

経緯につきましては、先ほど御説明いたしました荒川二・四・七丁目地区と同様となっております。

平成二十五年十一月に、アンケート調査を実施いたしました。その後、本年八月、また改めて沿道の地権者を対象にアンケート調査を実施、その後、十一月七日、九日に住民説明会を開催させていただきました。

また、あわせまして、十一月五日から公告・縦覧並びに計画案の意見書の提出、受付期間を設けまして、御意見をいただいております。

続きまして、三番でございます。地区計画の内容の変更の内容でございます。
二十二ページをおめくりください。

中段、「土地利用方針」でございます。二について、「補助九〇号線沿道地区では、沿道の不燃化を促進し、災害時の延焼を遮断するとともに、住宅・商業・工業の調和した良好な街並みを形成する」というものを追加するでございます。

二十三ページをおめくりください。

地区整備計画の「建築物等に関する事項」の「地区の区分」に、「補助九〇号線沿道地区」を追加するものでございます。また、あわせて、面積を追加、修正させていただくものでございます。

二十四ページをごらんください。

「建築物の高さの最高限度」を補助九〇号線沿道地区として、「三十メートル」とするものでございます。

また、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」につきまして、「建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩については、荒川区景観計画の色彩基準に適合したものとすると修正するものでございます。

二十五ページ、二十六ページには、南千住一・荒川一丁目地区計画の総括図、位置図となっております。

二十七ページをごらんください。

新たに、補助九〇号線沿道地区とする部分を、黒の網かけの部分として記載してございます。

以下、二十八ページ、二十九ページにつきましては、地区施設図、また壁面の位置の制限の図となっております。ご了承ください。こちらの部分につきましては、変更はございません。

また、先ほど申し上げました本年八月に実施いたしました沿道のアンケートにつきましては、不燃化促進事業のほか、建築物の高さ、また、最低限高度を七メートル以上に設定することにつきまして、御意見をいただきました。おおむね肯定の御意見をいただいているところでございます。

また、十一月五日から公告・縦覧をさせていただきましたが、公告・縦覧につきましては、十一件の縦覧がございました。

また、意見書につきましても、一件の提出がございました。

提出されました意見書でございますが、要約になります。三点の御意見をいただいております。

まず、一つとしまして、「補助九〇号線の整備について、二十六年度末、本年度末の事業認可が得られない可能性があることから、九〇号線の整備の進捗を踏まえて、地区計画の変更時期を考えるべきである」という御意見が一つ。また、「荒川二丁目電停から区役所東の交差点までの補助九〇号線の東側は、わずかな空間しか存在しないため、防火地域の指定は必要ないのではないか」が一つです。

三番目といたしまして、「高さが七メートル以上あれば、延焼遮断機能が確保できるとともに、沿道に高い建物が立ち並ぶことによる風の通り道を防ぐことになるため、また日影規制がなくなることの影響を和らげるためにも、現行の高さ制限を三十メートルに緩和する必要がないのではないか」、そういった御意見をいただいております。

地区計画の変更については、以上となります。

○都市計画課長 それでは、私のほうから、高度地区・防火地域及び準防火地域の変更につきまして、御説明をさせていただきます。

議案資料の三十ページをごらんください。

これらの変更につきましても、先ほどからお話をさせていただきますとおり、都市計画道路補助

九〇号線の整備に合わせまして、延焼遮断帯としての効果を高めるための変更でございます。

変更する都市計画でございますが、二種類ございます。

まず、東京都市計画、高度地区でございます。

次に、東京都市計画、防火地域及び準防火地域でございます。

いずれも、荒川区が決定する都市計画となります。

都市計画道路補助九〇号線は、東京都が平成二十二年一月に改定いたしました防災都市づくり推進計画におきまして、一般延焼遮断帯としての整備を目指す都市計画道路に位置付けられてございます。こうした中、東京都の木密地域不燃化十年プロジェクトにおきまして特定整備路線に位置づけられ、重点的・集中的な整備を推進することとなっております。

また、荒川区都市計画マスタープランでは、都市計画道路補助九〇号線の整備と合わせまして、沿道の建物の防災性能の向上を促進することとしております。

そのため、都市計画道路補助九〇号線一帯を延焼遮断帯として整備していくため、沿道三十メートルの区域につきまして、都市計画の変更を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、参考資料一でございます。最後のページをごらんください。参考資料は、こちらのほうになります。別途お配りをさせていただいたものです。

こちらの最後のページでございます、四、都市計画（高度地区・防火地域）についてというところでございます。

高度地区の変更の内容は、現在指定しております第三種高度地区を外し、最低限高度地区を新たに指定したいと考えております。最低限高度の高さは七メートルでございます。

変更の範囲は、ピンク色の部分でございます。

この区域内では、変更後、北側からの高度斜線がなくなりまして、最低でも七メートル以上の高さの建物にする必要がございます。

また、この変更に伴いまして、都市計画ではございませんが、沿道三十メートルの範囲につきましては、日影条例の規定の区域から外れます。

防火地域及び準防火地域の変更内容は、現在指定されております、準防火地域を防火地域に変更したいと考えております。

変更の範囲は、こちらの図の点々の部分でございます。

この区域内では、変更後三階建て以上、または延べ床面積百平米を超える建物は耐火建築物にする必要がございます。

三十ページにお戻りください。

経過でございますが、地区計画とあわせまして、地元の意向等を把握してまいりました。

十一月七日及び九日に、都市計画法第十六条に基づく説明会を開催したところでございます。

今後は、来年四月に、都市計画決定できるよう手続を進めてまいりたいと考えてございます。

また、先ほど、防災特区・水利担当課長から意見書が出てきているという御説明をさせていただきますし

た。

意見書の内容は、説明したとおり三点でございまして、まず、一点目に関しましては、「補助九〇号線につきましては、東京都が施行するものでございませけれども、これについてのスケジュールがまだはっきりしないのであるから、地区計画の変更は今、行うべきでない」という御意見でございました。

補助九〇号線拡幅につきましては、東京都へ問い合わせたところ、やはり、今年度中の事業認可を目指しているということでございます。地区計画の変更のタイミングといたしましては、四月一日を予定しているところでございます。

次に、議案資料の十六ページ、また十八ページを照らし合わせてごらんいただきたいんですが、十七、十八ページにございます緑道の部分でございます。今回こちらを、地区指定として緑道に指定するという事で、一枚お戻りいただきますと、黒い部分がございますが、こちらのほうを「防火地域に指定する必要があるのではないか、そもそも建物が建たないのだから」というような御意見でございます。

こちらにつきましては、建物があるかないかで防火地域を指定するという考えではなく、こちらの範囲内を防火地域に指定することによって、延焼遮断帯をつくり上げていくという意味表示という意味もございします。

また、道路部分も、建物は建ちませんが、防火地域として指定するという事もございますので、こちらにつきましても、緑道を含めて防火地域に指定してまいりたいというふうに考えてございます。

また、三点目でございます。高さにつきまして、現行の十六メートルで十分であると、三十メートルま

での高さにする必要はないという御意見でございました。こちらにつきましましては、補助九〇号の整備を行いますと、幅員が二十五メートルになります。二十五メートルの沿道につきましましては、高さの制限がないという形で、かなり高く建物が建つ可能性もございます。そうなりますと、やはり突出した建物を制限するためには、私たちとしては、三十メートルまではよろしかろうと。それ以上の建物については、規制をかけたいというふうに考えてございます。

もう一点、現在、十六メートルで指定している地区計画でございますけれども、敷地の大きさによっては、三十メートルまで建てるのが可能という地区計画になってございます。そういったこととの整合性を図るために、三十メートルという数字を持ってきたと。

また、道路が広がるということですので、ある一定の土地の有効利用ということを妨げてはいけないという点からも、三十メートルということを考えてございます。

意見書の三点につきましては、現在のところ、区としては、こういった考えを持っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小出会長 どうもありがとうございます。

それでは、まず、現地の視察を行いたいと思います。それでは、事務局の誘導に従って、移動をお願いしたいと思います。

午後二時三十一分休憩

午後三時二分開議

○小出会長　それでは、視察が終わりましたので、御意見をぜひお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○渡邊委員　東京都の第六建設事務所なんですが、きょうはこの審議会のメンバーということで参加させていただいていますが、この補助九〇号線沿道事業の施行者になります。ですから、きょうは現場を見ていただきまして、ありがとうございました。

この事業は、先ほどもお話しありましたように、防災性の向上と、それから、まち並みを良好にしているという目的で、道路整備のほうは、東京都の六建のほうで、それから、荒川区さんは、特区とか防災関係ですね。それから、道路についても、一緒になってやっていくということで、都民の皆さんの理解を得ながらやっていきたいと思っております。

先ほど、事業認可の話が出ましたけれども、東京都としましては、来年、二十七年三月末ですね、ですから今年度末、事業認可を国交省のほうから取得したいということを進めております。今年度いっぱい認可を取得して、この事業をスタートさせたいというふうに考えております。

以上です。

○小出会長　そのほか、いかがでしょうか。

○斉藤委員　全体が補助九〇号にかかわって、その沿線の三十メートルの防火というような方向で審議し

ていくわけですから、せつかく六建の方、事業主体の方もいらつしやるので、改めて、逆に聞いておきたいなと思うんですけれども、補助九〇号の場合、戦後すぐに始まって、ずっと今まで事業が動かなかった中で、ここへ来て突如始まるというようなことになりまして、沿道の住民の皆さんは、「やつと」という方と、「ええ、どうして。もうやらないんじゃないの」というのと、両方あるわけですよ。ですから、今、住民の皆さんの御理解を得てというふうに言われたんですけど、これはなかなか大変な話だと私は思っているんですけれども、突如事業化が始まったという経緯なんかも、できれば、実際の事業主体の方、東京都がいらつしやるので聞いておきたいなと思います。

もし、お聞かせいただけるなら。

○渡邊委員 本当に区民の皆さん、特に地権者の皆さんには、突然のことということで、大変御迷惑、御心配をおかけしているかと思えます。

こちらの事業化させていただくという、その契機といえますか、先ほどもお話しましたけれども、木密対策の十年プロジェクト、東北の大震災の直後にできてきましたけれども、これが契機でございます。それで、この補助九〇号線全体を見てみますと、こちらの町屋までできていないんですが、町屋からあらかわ遊園まで、これはできております。それから、その先、梶原のほうですね。こちらのほうも、近々に事業化したいということ、いろいろな手続を進めさせていただいております。

そうしますと、こちらの明治通りのところから、また明治通りのところまで整備が進むというふうになります。東京都としましては、こちらをぜひ一帯として整備を進めて、防災性の向上、また環境の改善を

図っていききたいというふうに考えております。

○斉藤委員 趣旨等はよくわかるんですが、区に聞きましたら、沿道で二百軒以上というふうに言われていまして、六十年、七十年とここで暮らしていた方も多くいらっしやって、その方々の立ち退き、居住の確保、従前の居住の確保という点では、相当きちんとした補償をしていたただかないと、とても難しい。しかも、この辺に住んでいるからコミュニティがあるわけで、ぼんどどこか遠くに行ってしまったら、コミュニティ自体、一からつくり直さなきゃいけないということもありますから、この二〇二〇年のたった七、八年の中で、そう簡単に動いていかないというか、うまくいかないんじゃないかなというのがあるんですけれども、その辺は覚悟を持って、一定の財源を東京都がきちんとつけて、従前の居住者の方々の居住を、区内の中できちんと、しかも近場の中で確保していくという覚悟がないと難しいんじゃないかというふうに思っております。

説明会するときも、率直な御意見を出しても、なかなかきちんとしたお答えがなかったように私は思っていますので、その辺は、改めて、きちんとしていただきたいというふうに思っています。

それから、三十メートルの不燃化ですけれども、これも不燃化をかけるんですけれども、建て替えのときにやるということになります。沿道の方々も説明会がありますが、自分が建て替えしようと思うときに、「ええ、不燃化なの」というようなことがよくあるものですから、その辺も本当にどういうまちをつくっていくのかというのは、住民参加ってとても難しいところもありますし、まちづくりというのが、本当に住民が主体で進めていく手法というのは、とても苦勞の要ることだと思っておりますので、その辺

は、「決めました、はい、これでオーケーですよ」というふうにならないような体制と、それから、きちんと次にも引き継いでいく、自分たちがいるときはやっているけど、いなくなると、「あとは知らないよ」とならないような、きちんとした引き継ぎもしながら、どういうまちをつくっていくのかというのをやっていかないといけないんじゃないかと思えますけれども、区としてはいかがですか。

○防災特区・水利担当課長 委員がおっしゃるように、まさに荒川区は、木密地域が六割を占める、非常に防災性が脆弱と言われるような地域でございます。そのためにも、先ほど六建の所長のほうからの話にありましたように、木密不燃化十年プロジェクトという東京都のプロジェクトもあわせて、区のほうとしては不燃化特区の指定を受けまして、三十二年度までに防災性を高めて「一人の犠牲者も出さない」という、決意のもとで今、事業を進めているところでございます。

その一つが不燃化促進事業の導入により、延焼遮断帯をつくるということ、住民の方の生命と財産を守るということの思いでやろうとしている事業でございます。

事業が成立した後も、当然ながら、人がかわろうが、区としてこの事業を達成していくという思いは、決して劣るものでもございませんので、木密不燃化十年プロジェクトの目標年度にあります三十二年度、まずはそこに向けて、目標となります不燃領域率七〇パーセントというものもありますので、それに向けて、一生懸命やっていきたいと考えてございます。

○斉藤委員 やっぱり、公的な住宅をきちんと確保していかないと、立ち退きになったりする方々の住宅というのは、個人で確保するというのはとても難しいことだと思ふんですね。私ども、この前、本会議の

質問で、近くの仲道都営住宅が、今、二十戸あいていますよね。「そういうのを活用するということを、東京都に要請してほしい」と申し上げましたら、「やっています」というようなお話をいただいたんですが、都が持っている公的な住宅、都営住宅の確保と、それから、きちんとUR住宅を二十七戸つくりますが、それをどう活用していくのかということも含めて、低廉な家賃でという点では、東京都がきちんと財産補償しないとできないと思いますので、総合的にその辺も含めて、きちんとしていただきたいなと思っています。

○小出会長 重大なプロジェクトだけに、本当にこれを逃すと多分ないんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味では、きちんと僕たちも、ここで聞きながら、当然ながら、その辺を公的にやらないと、せっかく都がいろいろつくってくれるということもあるし、そういう意味で、願ってもないことじゃないかというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○小池委員 道路そのものではないんですけども、電柱と、それから電線のことについて、あわせて考えていただきたいです。戻ってくるときに、皆さんおわかりになったように、電柱があるために、こういうふうに狭まっているんですね。電柱があると……。それを解消する、そのために一番いいのは電柱・電線、できれば地中化、ほかにも考え方はあるかと思っています。

電線・電柱の地中化、これは防災の見地だけではなくて、もう一つは、九ページにいい表現があるんですけど、「地区施設の整備方針」という中に書いてある三で、「広域避難場所周辺の防火性を向上させる

とともに都電荒川線沿いの魅力を充実させる緑道を位置付ける」というふうには、荒川線沿いの魅力を充実させる、こういう見地も忘れてはいけないと思うんですね。その両方の面から、防災性及び魅力を高めるという意味でも、電柱・電線をなくすということを、長期計画とこの計画の中に盛り込んでやっていただきたい。

これは荒川区、それから、今日は幸いにも東京都からお見えですから、東京都のほうも、十分その点を勘案してやっていただきたいと思います。千載一遇のチャンスであります。それから、それができないと画竜点睛を欠くということにもなります。

以上です。

○渡邊委員 無電柱化ですけれども、この都電通りは全て無電柱化の計画です。実際、熊野前よりもちから側のほうは、今、工事をしておりまして、ただ、抜柱と言っているんですが、なくなるまでは地下に共同溝を整備して、そこにケーブルを配置して、全て終わってからの電柱は除去できませんので、期間はかかっておりますけれども、ここは全て無電柱化です。

○小池委員 ありがとうございます。

○三上職務代理 すみません。私のほうから、感想とちよつと質問をさせていただきます。

感想の一つは、参考資料の一、これを一枚めくりますと、都市防災不燃化促進事業についてということ、補助の内容と助成金額が書いてございまして、その下にモデルケースとして、三千七百四十万円ほどの経費が普通はかかるけれども、助成金がおよそ六百八十九万円だと。さつき電卓をたたいてみたら一八

パーセントですね。

かつて、私が東京都の職員であったときに、これに関連する担当者でございましたけれども、こうした高い補助率で補助金は出せませんでした。それがなかなか進まなかった一つの理由だろうと思いますけれども、かつてないほどの補助率でございます。ふつうは、助成の内容、助成金額の目安がなくて、なかなか自分のところはどれぐらい補助金がもらえるのかというのがわからないんですね。ですから、こういった資料は非常に、区民にとっても、あるいは、沿道の方々にとっても、助かる資料だろうと思います。

かなりケース、ケースによって違ってくるので、具体的には、やっぱり相談しなければ、現実的な数字は出ないんでしょうけれども、およその目安はこれをつくということから、担当の方々には、御礼を申し上げます。これからも、できるだけこういう資料は、何か区報の特集なんかのときでも出されることをお勧めしますけれども、よろしく願います。

それから、質問のほうに移りますと、八ページ、それともう一つは、二十一ページにございます。アンケート実施というのがございまして、補助九〇号線の現況なり建て替え要望調査をそれぞれやられているんです。これが、片側拡幅だと言いましたから、沿道で建て替えの要望をとるのは、西側の沿道の方々だろうと思うんですけれども、建て替える建物がどれぐらいあって、具体的に希望がありそうなのはどれぐらいの割合があつて、あるいは、この補助制度がある中で建て替え希望があるのかなのか。その辺は、アンケート調査の実施——全部回答が来たわけではないかもわかりませんが、アンケート調査の内

容がわかりましたら、ちよつと教えてもらえませんか。

○防災特区・水利担当課長　それでは、アンケート調査でございます。実は、二十五年十一月に、現況建て替え要望、不燃化促進事業導入の検討をやっておりまして、建て替え要望調査を実施してございます。二十五年十一月四日から三十日まで、一カ月間かけまして、調査員により配布しまして、回収も調査員による回収を行いました。配布票数三百十三件に對しまして、回収票数二百十二、六四・五パーセントというものでございました。

調査結果でございますけれども、主に、「まち」や「地域」の整備の状況について、通勤・通学、交通アクセスや買い物物の利便性等の状況についてお聞きしたのをはじめ、地震や火災で心配なこと、また住まいの状況、また建て替え予定等についてお聞きしてございます。

防災対策として望むことなどの質問につきましては、「避難場所や避難経路における安全性の確保」で、五一・四パーセントと最も高く、二番目に「木造建物の不燃化の推進」ということで四一パーセントと、高い答えをいただいております。

「どのような建物によるまちづくりが望ましいか」という御質問もしてございます。「中高層住宅と低層住宅がバランスよく配置されたまちづくり」ということで、約四割程度の回答を最も多くいただいております。また、次いで「中層の建物を中心のまちづくり（三〜五階）が望ましい」というお答えも三割程度いただいております。

また、建て替え意向につきましては、本調査におきまして、「建て替え、又は計画のある方」は五パー

セントというお答えをいただいております。

また、建て替え予定のない方はどういった理由なのかということも聞いてございます。「今の建物に満足している」、また「最近建て替えしたばかり」、また「資金がない」といった御回答をいただいているものでございます。

また、本年八月に、不燃化促進事業導入、本都市計画の変更案についてもアンケート調査をさせていただいたところでございます。

これにつきましては、八月四日から一カ月かけて個別配布、また訪問による回収を行いまして、七百名を対象に実施いたしました。回収率としまして三五・八パーセントという結果になってございます。

主な御質問に対する回答でございますけれども、まず、一つ、延焼遮断帯の形成についてお聞きしてございます。これにつきましては、「建物の不燃化を誘導するのはよい方法である」とお答えいただいたのが四〇・四パーセント、「不燃化誘導に何らかの助成が必要である」とお答えいただいたのが四一パーセント、両方とも、四割程度望むという意見が多数を占めてございました。

また、防火地域、最低限高度地区の指定に当たりまして、御意見をいただいております。「不燃化の建物を誘導し、延焼遮断帯を形成するために有効である、必要である」というお答えをいただいたのが、三四・八パーセント、また、「不燃化の建物を誘導するのに何らかの助成が必要だ」というご回答をいただいたのが四割程度ございました。「こういった防火地域、最低限高度地区の指定について必要だ」とい

う御意見もいただいております。

また、地区計画の変更の件につきまして、建築物の高さについての御質問もさせていただきます。最も多かったのが「三十メートル以下でも建てられるものであれば、よいと思う」ということで、三七・二パーセント、また「最低の高さを七メートルとするならば、最高高さも緩和すべきだ」という御意見も一二・四パーセント、合わせまして、五割程度の方が、建物の高さの緩和について、御賛同いただいております。という結果になってございます。

あと、アンケート調査にあわせまして、建て替え意向でございませう。聞き方としまして、「都市防災不燃化促進事業を導入したら活用したいか」という質問をさせていただいております。「すぐ活用したい」、または「三年以内に活用したい」、または「期間はないけれども、制度の適用期間内に建て替えたい」という御意見を合わせまして、構成比で言いますと八・八パーセントの方が建て替えの意向があるという御意見をいただいております。

○小出会長 これからも、住民の方と協議をずっと継続しながらやっていくということだと思っておりますが、いずれにしても、これは全体に、こういう地区計画の見直しをやるとういうことになるかと思っております。

最終的な皆さん方の御議論の結論は、次回ということになりますか、どうぞ。

○稲垣委員 次回の前に質問よろしいですか。

○小出会長 どうぞ。

○稲垣委員 二つあります。一つは、九〇号というものがいつ計画決定されて、こういったときの目的と

いいですか、私は、この辺よく通る道なんですけれども、交通量の少ない道だというふうに思っています。そうすると、二十五メートルという幅員が、交通量のためにするのではなくて、今回の延焼遮断帯化にやられた、でも、延焼遮断帯ならば二十五メートルじゃなくてもいいのかということが一点です。

それから、もう一つは、地区計画の高度地区の指定に対して、三十メートルですけれども、荒川自然公園とか、ずっとこういう建物から徐々に事業化されていて、そういう意味では両側に市街地が広がっているところは随分条件が違うんだろうと。そういう場合でも三十メートルというのが、幅員としても必要なかということが二点目。

三点目は、先ほど、建て替え意向という数字があったんですが、この道が広がって、緑道ができて、それでまた公園になったりといって、都電が見えるようになるという意味では、もっとすばらしい景観になる可能性があると思うんですけども、そういった場合に、東側の道に、三十メートルと言いましても、具体的に敷地の大きさ、その他によつて、なかなか、とても三十メートルは建てられないところも多々あるのではないかという面もあります。

それから、もう一つは、果たして住宅を建てるだけの資力なり、あるいは、需用なりがあるかという状態があると思いますので、例えば、三十メートルという高さについて、全体をもう少し低目にするけれども、ある注文が出た場合に三十メートルにするというようなやり方も、この敷地を見ますと、非常に小さい敷地が、はっきり言って、道路を通過して、三十メートルにして問題ないかもしれない。そういった場合に、何かそういうような、まち並みに対する貢献を求めつつ三十メートルまで認めるといふようなやり方

を考えられないかが三つ。

最初の二つは道路で、その次が地区計画の変更の可能性で、最後がまち並みに対する御質問ですが、ちよつとお願いします。

○都市計画課長 それでは三点について、お答えいたします。

まず、90号の都市計画決定の時期なんですけれども、昭和二十一年四月二十五日でございます。その当時、どういった理由で都市計画決定されたかというのは、すみません、このときの資料はございません。ただ、委員おっしゃいました現状というのは、道路が途中で切れていますので、交通量については、やはり、九〇号が全部つながることによって、交通量というのが増えてくるだろうなというふうに考えてございます。

もう一つは、やっぱり、戦災復興の時期の計画でございますので、延焼遮断帯としての機能というのも十分想定された上での決定だろうなというふうに、推察でございますができるところでございます。

もう一点は、次に、不燃化の三十メートルの幅の件でよろしいでしょうか。

○稲垣委員 はい。

○都市計画課長 それにつきましては、東側に下水道の施設があります。西側については住宅があるというところ。一定の幅員プラス三十メートルの遮断帯があることによって避難路を設けて、それから、延焼の防止が確保できるということでございますので、下水道局のほうも既に、ある一定、都電からこちら側を除けば確保されていると。ですから、都電と道路の間をどうしようかということ。

また、西側については、ここは不燃化を三十メートルかけていこうということで、延焼遮断帯としての機能を確保する責務があるというふうに考えます。

最後に、高さの問題、三十メートルでございます。これにつきましては、確かに、現在も敷地としては、例えば、大きな敷地でここに建ちそうだといいところは想定されているところがございます。ただし、これは三十メートルまではいたし方ないというところで、三十メートルにまち並みをそろえようと考えているところではございませんので、現状で三十メートルの高さが想定されるよというところは、つくる対象になります、ないところでございます。

一方、この現状のサンパール通りの西側につきましては、道路の沿道からもっと奥へ入りますと、住宅密集市街地があるというところでございます。ですから、この沿道につきましても、将来、例えば、共同化がなされて高い建物が建つということは想定ができるのかなど。その場合には、一定程度空地を設けることによって、高い建物と成っていくだろうということも想定してございます。

そういったところでも、密集住宅市街地も一部解消ということになろうかなというふうに考えてございます。

○稲垣委員 回答ありがとうございます。二番目につきましては、延焼遮断帯というのは、両側が市街地であるというときの延焼遮断ということですね。現在のよう、日暮里等にあたりするようなどころとは本当は違うんじゃないか。だから、そこは普通と同じようにやるといことが必要なかどうかという意味の質問でした。だけど、これは結構です。

それともう一つ、今、高さにつきまして、多分おっしゃるとおり、三十メートルにみんなしようと思つたら、それなりに大変なことだと思えますし、三十メートルにこだわらないだろうという気もしますので、そうすると、一律に、無条件に三十メートルの高さに制限するというのではなくて、動きがいいかどうかは別ですけれども、ある段階で、計画の地域貢献度に応じて三十メートル、あるいは、敷地の面積に応じて三十メートルにして、その場合には、また少し地域に寄与するようなことを注文をつけるとか、そういうやり方もあり得るのではないかと思いますので、御検討いただければありがたいと思います。これは意見です。

○小出会長　そのほか、いかがですか。

○志村委員　ちょっと細かいんですけど、参考資料一の一番最後のページに、四として、都市計画（高度地区・防火地域）についてというのがありまして、今回の変更について出ているんですが、この赤い区域で、荒川区役所前の都電のところは白く抜けていますよね。それから、防火地域が抜けているところがあるんですけども、これは多分、もう既に、特に南千住のところは、いろいろな計画がふくそうしていてわかりにくいんですけど、簡単に言うと、これ全部が最低限高度地区七メートルで、かつ防火地域になっている。新しく指定されているところは、今回こういうふうに指定されているという解釈でよろしいんですか。

○都市計画課長　おっしゃるとおりでございます。委員おっしゃられたとおり、外れているところは、例えば、千住間道のところは、もう既にそういう地域になっているところでございます。

また、点々が入っていないところも、もう既になつていゝ部分といふことで御理解いただければと思ひます。

○志村委員　そうすると、先ほどのお話にありましたが、当初、防災不燃化促進事業といふのが、この防火地域にかけて建物の不燃化を進めようといふことなんですけれども、これはいつから大体何年間ぐらいかかるんでしょうか。

○防災特区・水利担当課長　都市防災不燃化促進事業の事業実施予定と思つてございますのは、平成二十七年四月からの事業の施行を考へていゝところでございます。

事業期間につきましては、計画期間十年を考へていゝところでございます。ただし、先ほどもありましたように、木密十年不燃化プロジェクトを、三十二年度を目途に進めていゝものでございますから、事業期間としては十年といふ期間を設定いたしますけれども、目標としましては、三十二年度までに、ここに不燃化促進といふことを進めていゝきたいといふふうにかゝ考へてございます。

○志村委員　さっきの指摘で、防火地域が新たにかゝつていゝない、もう既にかゝつていゝところがありませんけど、こういうところの不燃化促進事業はもう終わつていゝのかな。

○防災特区・水利担当課長　ちょうど見ていただいた赤いところ、白く抜けていゝところが千住間道のところだと思ひますが、ここは既に不燃化促進事業に入つておりまして、それが昨年度以前に終了したところでございます。ですから、今回は、そこは外させていただいた上で不燃化促進区域として指定させていただきます。

○志村委員 結構いろいろところで、防災不燃化促進事業をやるんですよ。大体十年というスパンなので、なかなか建て替えるは、そんなにしょっちゅうやるわけじゃないですから、防火地域に指定されたから、いつやっても出ると思っている方がいます。しかし、十年で終わっちゃうわけなんですよ。それでやろうと思ったら、「出ませんよ」と言って、「ええ、出ないの」というのが、結構私たちに聞かれることがありますので、その辺をよく説明して、やるならぜひ早目に住民説明をやって、「まちづくりに協力してください」と、プラス「これだけの補助が出ます」ということを十分説明して進めていただきたいなと。やっぱり、建て替えてすぐって、なかなか無理ですからね。お願いします。

○防災特区・水利担当課長 先生おっしゃるように、まさにそのとおりで、この制度をしっかりと住民の方に周知するというのが、まず大事なポイントだというふうに考えてございますので、事業の実施が決まりましたら、早急に住民の方に丁寧に説明していきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○小出会長 そのほか。

○斉藤委員 先ほど、御説明にあったアンケートの結果というのは、私たちは詳細をもらっていたんですけど。

○防災特区・水利担当課長 すみません。アンケートにつきましては、詳細については、委員の先生方、また、まだ公表しているわけではなくて、主なものとしては、まちづくりニュースとしてお知らせしているとところですが、詳細については、まだ公表しているわけではございません。公表することにつ

きまして問題ないところでございますので、そのようにさせていただければと考えてございます。

○斉藤委員　ぜひ次の答えを出す参考にもさせていただけたいので、資料として回答を委員にお配りいただければと思います。

○脇田委員　景観的なことになるんですけれども、こういう緑道をつくるということとは、地権者の方は大変なんですけれども、将来完成したことを考えますと、都電があつて、裏に荒川公園があつて、緑道があつて、幅広い道路ができて、今度は複合施設をつくつていきます。荒川区というのは、正直言つて、あんまりお客さんというか、ほかの区の人を呼べる場所というのは、日暮里にありますけれども、あまり中にないんですよ。そういう面では、完成した時点の話ですけれども、やはり、都電でおりに、緑が両側にあつて、新しい複合施設があつて、今度こっち側、最低限度七メートルの高さの建物にするということですから、やはり、今後のことですけれども、ぜひ西側のほうも、西側というんでしょうか、都電の反対側のこちちになると思うんですけれども、その辺についても、集客できる、人が集まる、荒川区にこんなところがあるというようなシンボリックな地域になるように、いろいろな面での誘導ですよ。そういうつもりで、ぜひ都市計画をやつてほしいなと、まちづくりをやつていただきたいなという区民としての思いです。

一つそれだけ、よろしくお願いします。

○小出会長　そのほか、いかがですか。

この件に関しては、次回、答申という形になりますが、それまでの期間でございますので、よろしく御検討のほどお願いしたいということでございます。

そのほか、御意見なければ、もう一つのほうの報告事項というのがございますので、そちらのほうに移りたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、報告事項として、東京都が平成二十六年に都市計画決定を予定しています都市再開発の方針、それから、住宅市街地の開発整備の方針の都市計画案でございます。この都市計画案につきまして、都市計画課長より一括して説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、東京都が平成二十六年に都市計画決定を予定しております都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針に関する荒川区における変更案の御説明をいたします。

案件が多くて恐縮でございます。あと、二点でございます。

二つの方針は、平成二十六年三月五日開催の当都市計画審議会で、東京都からの依頼に対する区の作成した変更原案を報告させていただきましたが、今回、都市計画の案としてまとめましたので、再度御報告をさせていただきます。

前回、九月の都市計画審議会で報告させていただきました、都市計画区域マスタープランと防災街区整備方針、その二つとともに、土地利用、都市計画道路市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置づけられている都市計画となります。

議案資料の三十六ページをごらんください。

変更する都市計画の種類・名称でございます。

東京都市計画、都市再開発の方針であります。こちらにも記載してございますが、この方針は東京都が

策定する都市計画でありますので、東京都の都市計画審議会の議を経て決定されることとなります。

概要でございます。

この都市計画は、都市再開発法第二条の三の規定に基づく方針で、これを都市計画法第七条の二により都市計画として定めるものでございまして、市街地における再開発の各種施策を長期的、かつ総合的に体系づけた都市再開発のマスタープランでございます。

再開発に関する個々の事業につきまして、都市全体から見た効果を十分に発揮させること、市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、再開発の積極的な推進を図ることや民間建築活動を適正に誘導して民間投資の社会的意義を増加させること、民間の様々な建築活動を適正に誘導することなどをねらいに策定いたしましたのでございまして、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、これを再開発促進地区と言いますけれども、それを方針に定めるものでございます。

次に、変更する都市計画の案の概要でございます。こちらは三十七ページ、三十八ページをごらんください。

荒川区では、再開発促進地区として、現在十一地区が位置づけられております。昨年九月に発表された地震に関する地域危険度測定調査でランク五、災害活動困難度を考慮した総合危険度のランクになりますけれども、その五に位置づけられた地区及び災害に強いまちづくりを推進するための事業展開などを踏まえまして、荒四・南千住一・荒川一丁目地区、二十三・三ヘクターに、荒川三丁目・南千住五丁目などを加え拡大いたしました、荒四・南千住・荒川地区、九十五・四ヘクターを、また、都市計画道路や

市街地再開発の事業がおおむね完了したことなどで、目標水準に達した地区を整理、統合などをいたしまして、全体を六地区とした都市計画の原案資料を、平成二十六年三月に東京都へ提出いたしました。

その後、七月一日から十五日にかけては、原案の縦覧、八月二十二日、二十八日に公聴会を開催いたしておりますが、荒川区の内容につきましては、原案どおり都市計画の案に反映されてございます。

加えました地区といたしましては、三十七ページの縦じまの部分でございます。それを加えまして、あとは統合等がありまして、三十八ページの地図になっているところでございます。

今後でございますが、都市計画法第十八条に基づく区市町村への意見照会や、都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧などの経過を踏まえまして、来年二月に予定されております、東京都都市計画審議会へ付議する予定と聞いてございます。

区といたしましては、区が作成いたしました原案のとおりとなっておりますので、この都市計画案につきましては、了承する形で回答を予定してございます。

続きまして、三十九ページをごらんください。
変更する都市計画の種類・名称でございます。

東京都市計画、住宅市街地の開発整備の方針でございます。

こちらの方針も、東京都の策定する都市計画でありますので、東京都の都市計画審議会の議を経て決定されることとなります。

概要でございます。

この都市計画でございますが、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四條第一項の規定に基づく方針で、これを都市計画法第七條の二により都市計画として定めるものでございます。良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランでございます。

住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことによりまして、市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導することなどをねらい策定いたすものでございまして、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区、これは重点地区でございませうけれども、それらの方針に定めるものでございます。

次に、変更する都市計画案の概要でございます。

こちらは四十ページをござらんください。

荒川区では、重点地区といたしまして、現在十五地区が位置づけられてございます。

住宅市街地の開発整備方針につきましては、住生活基本法に基づき策定しております特定促進地区との整合性を図るため、荒十七、西尾久八丁目地区、一・〇ヘクタールを追加し、都市計画の原案資料を平成二十六年三月に提出いたしました。

位置図で申し上げますと、左上にございます。「荒十七」というところでございます。そちらを加えて、提出したところでございます。

しかしながら、都市再開発の方針及び防災街区整備方針において、荒川三丁目などを追加したことから、

方針間での整合を図りたいと東京都の意向がございました。それを受けまして、荒十三・南千住一・荒川一丁目地区、十二ヘクタールを拡大した、荒川十三・南千住・荒川地区、四十九ヘクタールが原案時点で追加されてございます。

図面で申し上げますと、図面の下の部分のしまの部分でございます。それを東京都のほうから新たに加えるということがございました。

その後、七月一日から十五日にかけてまして原案の縦覧、八月二十二日、二十八日に公聴会を開催してございますが、荒川区の内容につきましては、原案どおり、都市計画法に反映されてございます。

今後につきましては、都市計画法第十八条に基づく区市町村の意見照会、都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧などの経過を踏まえまして、来年二月に予定されてございます東京都都市計画審議会へ移る予定と聞いてございます。

区といたしましたは、区が作成いたしました原案からは一部変更になってございますけれども、この都市計画法案に対しましては、了承する形で回答する予定にしております。

なお、お手元に、ちょっと厚い資料でございますけれども、参考資料二、参考資料三というものを配付させていただいております。こちらの二つの方針につきましても、公告・縦覧をしている資料というものが、東京都二十三区のもので、大変分厚いものでございますけれども、その荒川区の部分を抜き出したものでございます。

私からの御説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小出会長 ありがとうございます。今の説明のあった報告事項について、御質問、あるいは、御質疑をお願いしたいと思います。

文句を言える立場にはないので、東京都の都市計画審議会で議論されると。

よろしゅうございますか。それでは、御了解していただいたということで、次に移りたいと思います。

次に、四でございしますが、次回の開催予定について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、次回の開催予定でございます。

現在のところ、来年の二月下旬から三月初めを予定してございます。開催日程が決まり次第御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○小出会長 よろしゅうございますか。それでは、ほかに何か御質問ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○小出会長 なければ、本日の審議会をこれもちまして、閉会ということでございます、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

午後三時五十四分閉会